

# 平成30年余市町議会第1回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分  
延 会 午後 1時25分

○招 集 年 月 日 余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二  
平成30年3月5日（月曜日）

○招 集 の 場 所 余 市 町 長 嶋 保  
余市町議事堂 副 町 長 鍋 谷 慎 二

○開 議 総 務 部 長 前 坂 伸 也  
平成30年3月6日（火曜日）午前10時 総 務 課 長 須 貝 達 哉

○出 席 議 員 （17名） 企 画 政 策 課 長 滝 上 晃 一  
余市町議会議員 6番 中 井 寿 夫 地 域 協 働 推 進 課 長 笹 山 浩 一  
余市町議会副議長 11番 白 川 栄 美 子 財 政 課 長 高 橋 伸 明  
余市町議会議員 2番 吉 田 豊 税 務 課 長 堀 内 学  
" 3番 辻 井 潤 民 生 部 長 須 藤 明 彦  
" 4番 岸 本 好 且 町 民 福 祉 課 長 上 村 友 成  
" 5番 土 屋 美 奈 子 高 齢 者 福 祉 課 長 増 田 豊 実  
" 7番 近 藤 徹 哉 保 健 課 長 濱 川 龍 一  
" 8番 吉 田 浩 一 環 境 対 策 課 長 秋 元 直 人  
" 9番 佐 藤 一 夫 経 済 部 長 小 林 英 二  
" 10番 野 崎 奎 一 農 林 水 産 課 長 細 山 俊 樹  
" 12番 庄 巖 龍 商 工 観 光 課 長 阿 部 弘 亨  
" 13番 安 久 莊 一 郎 建 設 水 道 部 長 久 保 宏  
" 14番 大 物 翔 建 設 課 長 高 橋 良 治  
" 15番 中 谷 栄 利 ま ち づ くり 計 画 課 長 亀 尾 次 雄  
" 16番 藤 野 博 三 下 水 道 課 長 近 藤 勉  
" 17番 茅 根 英 昭 水 道 課 長 渡 辺 郁 尚  
" 18番 溝 口 賢 誇 会 計 管 理 者（併）会 計 課 長 山 本 金 五  
○欠 席 議 員 （1名） 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 利 美  
教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆  
教 育 部 長 小 俣 芳 則  
学 校 教 育 課 長 羽 生 満 広

社会教育課長 松井正光  
選挙管理委員会事務局長 小林広勝  
監査委員事務局長 澤辺成徳

#### ○事務局職員出席者

事務局 長 杉本雅純  
議事係 長 枝村潤  
書 記 阿部航大

#### ○議事日程

##### 第1 一般質問

---

開議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから平成30年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号8番、吉田議員の発言を許します。

○8番（吉田浩一君） 平成30年余市町議会第1回定例会開催に当たり、さきに通告の一般質問を行います。町長におかれましては、答弁のほどよろしく願いいたします。

嶋町長の2期目の総括と3期目の出馬についてを質問いたします。平成22年7月、当時の町長であった上野氏は、病気のため任期途中で町長職を辞任することとなり、急遽町長選挙が実施されることとなりました。このときの町長選挙は、9月5日に実施され、新人候補3名で争われ、現在の嶋町長が初当選となり、平成22年9月7日からスタートとなりました。

平成26年の任期満了に伴う町長選では、嶋町長は2期目に立候補し、結果として他の候補者の立候補届は提出されず、無投票で2期目の再選となりました。

1期目の選挙時は、「愛する余市町の未来（あす）を創る」をスローガンとして、3本の柱を軸として、その中に自治基本条例の制定がありました。その自治基本条例は、平成25年10月に策定準備委員会が組織され、結果として条例提案がされ、成立したのは昨年末でした。そして、2期目の選挙時における公約としては、選挙が無投票ということで、選挙管理委員会が発行する選挙公報も各家庭に配布されませんでした。当時の新聞報道によれば、2期目に当たっては行政改革の推進、高速道路余市インター供用開始に向け持続可能な地域社会づくり、人口減対策、「マッサン」の放送を地域振興につなげる等が掲載されておりますが、あくまでも新聞記者とのインタビューの掲載であり、そのために何を公約としたのかがよくわかりませんでした。そして、2期目のスタートの議会に当たって、これは平成26年9月16日の定例会初日でありましたが、1期4年間におけるさまざまな経験を検証して、余市町の限らない発展に向けて強いリーダーシップの発揮と一層のコミュニケーションの充実により、職員とともに組織一丸となって邁進してまいる所存でございますとの発言がありました。以上を踏まえ、自治基本条例を除いて2期目は何を公約として、この4年間をかけて、その成果として自己評価としてはどうだったのかをお聞きいたします。

次に、本年9月には任期満了となることから、今回の町長選挙の日程としては、お盆期間に入ることもあり、8月最終日曜日の26日、または9月の第1日曜日である9月2日に選挙が実施されるのではないかと推測しております。現時点で町長選に立候補するという候補予定者については、現職である嶋町長も含め表面的な動きもないのが現

状となっておりますが、選挙まで5カ月余りとなったこともあり、嶋町長は3期目を目指すのかが町民の関心事となっております。嶋町長は、3期目に立候補する意は持っておられるのかをお聞きいたします。そして、2期目の積み残しの問題は、3期目に立候補するとした場合どう解決していこうと考えておられるのかもあわせてお尋ねいたします。

○町長（嶋 保君） 8番、吉田議員の2期目の総括と3期目の出馬についてのご質問に答弁申し上げます。

平成26年8月19日告示の町長選挙は、私にとりまして2度目の町長選となりましたが、結果として無投票となり、この任期も残すところ半年ほどとなりました。この間私は、住みよく安心して暮らせる町、多様な資源と人的パワーを生かした元気な町、町民と行政が連携して歩む町の3つの柱を掲げ、町政を推進してまいりました。まちづくりを進めるための具体的な施策は各般にわたりますが、中でも懸案でありました余市町自治基本条例につきましては、策定委員会による真摯な議論を経て原案を策定いただき、特別委員会でのご審議をいただき、議決をいただきました。今後は、この条例に基づき、町民、議会、行政がそれぞれの責務を果たしながら、町民との協働によるまちづくりを推進してまいります。

ご質問の2期目の公約と成果及びその評価についてでございます。個別の事業につきましては、先般の第4次余市町総合計画の変更議案にかかわる中期実施計画実績においてご報告申し上げたところでございますが、中でも重要課題として取り組んできたのは人口減少対策でございます。2期目任期の中では、地方創生にかかわる総合戦略も策定し、移住、定住の促進、高速道路余市インター開通を起爆剤とする地域振興、さらには生涯活躍のまち構想の推進など、持続可能な地域社会の構築に向けた取り組みを進めてまいりました。こ

れら事業につきましては、現在もなお取り組みが継続中であり、一朝一夕には成果があらわれない面もあることから、現時点での自己評価については難しい部分がございますが、私としては全力を傾注してこれらの諸課題に取り組んでいるところであります。

次に、3期目立候補の意思と積み残しの課題についてでございます。ただいまご答弁申し上げましたとおり、最重要課題である持続可能な地域づくりの取り組みを初め、第4次余市町総合計画後期実施計画でお示しいたしました各種事業など、継続して推進すべき課題が数多くございます。現時点では、まず全力をもってこれら課題解決に向け、2期目の任期を全うしたいと考えており、次期町長選への対応につきましては、この間ご支援いただいた方々とも協議の上、しかるべき時期に表明をさせていただきたいと考えております。

○8番（吉田浩一君） まず、2期目の公約については、これは毎年町政執行方針が出されておりますけれども、ここに1、2、3と書いてあります。これが基本方針であるということで、これは毎年の執行方針に書いていますし、30年度の執行方針にも書いてあります。これはわかりました。

自治基本条例も制定されたし、この条例をもとにまちづくりをやっていきたいということで、これは私が自治基本の特別委員会のときは委員長もやらせてもらったのですけれども、町長がこの条例をつくることによって大きく町を変えたいのだということは、委員長としても非常に答弁聞いて、なるほどなというふうに関心しておりました。

そして、人口減少だとかに例えば対応したいということで、地方創生だとか高速道路の関係、それと生涯活躍のまち構想だとかということである今取り組んでいるよと。そういう評価だったということで、2期目がまだ残り5カ月、半年を切っているのですけれども、全力をもってまずは

2期目を終わりたいというふうな答弁がされております。3期目は、しかるべき時期に表明ということで、これをどう受け取るかということなのですけれども、しかるべき時期に表明するというところで、私としては町長3期目に立候補されるだろうということの表明であったというふうに感じておりますけれども、もちろん選挙ですから、いろいろな準備も含めて、準備やっぱり大変だなということもあります。ですから、そういうところも含めて、まだそういう準備が、選挙を行えるような体制というのがまだできていないのかなと思われるので、明確に3期目出ますというふうな答弁がされなかったのではないのかなというふうに推測しております。

2期目の総括としては、この2期目の総括が30年度の執行方針にあらわれているというように感じておりますので、3期目を、選挙というのはいろいろな意味で大変です。これは、我々議員も昔と違って本当に今選挙というのは、昔はきちんとした後援会があって、ある程度みこしに乗っていればいだけというのもあったのでしょけれども、今はどちらかという全部自分でやらなければならないというのが本当のところ。そういう中で、これは議員選挙であっても、また町長選挙であっても同じではないかなと思います。そういう中で、なかなか選挙を手伝ってくれる人もいないということもあるのも現状です。ただ、ここで明確に今3期目出馬するという言葉はなかったのですけれども、2期目を全力でもって残りをやりますということで、当然今この30年度の執行方針を提案したということで、3期目も出馬するのであろうというふうに私は解釈をしております。

それで、いろいろな問題があるのだけれども、余市町のために頑張っていたきたいなというエールを送りまして、本来一般質問はこういう聞き方は非常にまずいのですけれども、答弁が

あれば何か答弁をいただきたいなと思います。そういうことで、再質問ということでよろしくお願ひします。

○町長（嶋 保君） 8番、吉田議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

繰り返して恐縮でございます。2期目の任期を全力を尽くして全うしたいと考えておりますし、次期町長選の対応につきましては、ご支援をいただいた方々ともさらに協議をしながら、しかるべき時期に表明をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 吉田議員の発言が終わりました。

次に、発言順位2番、議席番号16番、藤野議員の発言を許します。

○16番（藤野博三君） 私は、平成30年第1回定例会に当たり、1点の質問を通告しております。教育長におかれましては、明快なご答弁をお願いいたします。

件名、スクールカウンセラーの現状とスクールソーシャルワーカーの配置について。今日学校が直面する児童生徒の問題は、不登校やいじめ、家庭の貧困や児童虐待など多様になっています。学校において児童生徒に寄り添う存在は、まず教師です。しかし、教育の専門家である教師にもおのずと限界があります。そのような背景の中で、旧文部省は、平成7年度からスクールカウンセラー事業を導入しました。スクールカウンセラーとは、心理療法や心理検査等を通して、児童生徒本人の抱える心の問題を改善、解決していく心理の専門家です。平成26年度現在、公立小学校の1万1,695校、中学校8,451校、合わせて2万146校に配置されており、平成30年度には全公立小学校2万4,500校に配置される予定です。余市町においてもスクールカウンセラーは既に配置されておりますが、現段階での配置体制、人数等や勤務体制等に

ついてお尋ねいたします。

また、文部科学省は、平成20年4月からスクールソーシャルワーカー事業を導入しました。スクールソーシャルワーカーとは、児童生徒に影響を及ぼしている家庭、学校、地域環境の改善に向けて、学校、家庭、地域環境の支援ネットワークを築く福祉の専門家です。平成26年度現在、1,186人が公立小中学校や教育委員会などに配置されています。平成30年度には3,000人増員され、8,000人が配置される予定です。これからは、心理の専門家であるスクールカウンセラーはもとより、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーも学校や教育委員会には欠かせない存在となっています。スクールソーシャルワーカーの配置について教育長の考えをお尋ねいたします。

文部科学省の諮問機関である教育相談等に関する調査研究協力者会議は、平成29年1月に教育相談に関する最終報告をするとともに、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーのガイドライン試案を作成しました。これに伴い、平成29年2月3日付で、文部科学省から各都道府県教育委員会教育長宛てに児童生徒の教育相談の充実について以下の通知がなされました。(1)、未然防止、早期発見及び支援・対応への体制構築、(2)、学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり、(3)、教育コーディネーターの配置・指名、(4)、教育相談体制の点検・評価、(5)、教育委員会における支援体制の在り方、(6)、活動方針等に関する指針の策定の6項目であります。6項目について教育委員会としてどのように取り組んでいかれるのか、教育長の考えをお尋ねいたします。

○教育長(佐々木 隆君) 16番、藤野議員のスクールカウンセラーの現状とスクールソーシャルワーカーの配置に関するご質問に答弁申し上げます。

最初に、本町におけるスクールカウンセラーの

配置体制と勤務体制に関するご質問に答弁申し上げます。スクールカウンセラー活用事業につきましては、北海道の事業として実施されており、毎年各市町村からの要望に基づき配置され、現在本町には1名のスクールカウンセラーが派遣されているところであります。勤務体制につきましては、各中学校を拠点校とし、それぞれの中学校区内にある小学校もあわせて担当していただいております。今年度は小学校で年間26回、時間数として88時間、中学校では年間71回、時間数としては247時間で、小中学校合わせますと年間97回、335時間となる見込みでございます。

次に、スクールソーシャルワーカーの配置に関するご質問でございますが、スクールカウンセラーは心理の専門家として学校で生徒や保護者、教員の悩みや話などを聞き、アドバイスなどを行っていただいておりますが、スクールソーシャルワーカーにつきましては福祉の専門家として、起こっている問題をどのように解決していくべきかを考え、関係機関との連携を図りながら、環境に働きかけるなどが主な業務とされていると認識しております。近年は、子供たちを取り巻く環境が大きく変化し、さまざまな問題が発生している状況でございます。教育委員会といたしましてもスクールソーシャルワーカーの配置につきましては、今後学校とも協議しながら、その必要性に向け調査してまいりたいと考えております。

次に、児童生徒の教育相談の充実についてのご質問でございますが、通知のありました6項目に対しましては、平成27年度に制定、施行いたしました余市町子どものいじめ防止条例や余市町いじめ防止基本方針、さらには学校いじめ防止基本方針等を基本とし、青少年対策室や関係機関と連携を図りながら、児童生徒の教育相談の充実に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○16番(藤野博三君) 再質問させていただきます

す。

まず、スクールカウンセラーの件なのですけれども、今答弁聞いたら1名であると。国の方針なんか見ると、平成31年度までには全小中学校に配置をしたいというような考え方なのです。ことしの予算、まだ参議院通っていないからあれなのでしょうけれども、できれば30年度中というような考えもあるようです。そうなれば全中学校、全小学校となれば、余市町にも恐らく3つある中学校、4つある小学校に、登小学校は小さいので、黒川小学校か何かと合同になるような形になるのでしょうけれども、一番最初にも言ったのだけれども、今いじめとか不登校はただ学校だけではもう既に解決できなくなっているのかなと。今それに児童虐待、軽度の発達障害なんかも加わって、学校の先生だけではとても対応できない。そして、余市においても1名配置されていると。これは、道から派遣されているので、道の費用で派遣されている特別職ですよ、恐らく。そうなれば、件数見ると小学校で26日、中学校で71日ということなのですけれども、恐らく潜在的な需要はまだかなり高いのでないのかなと思うのです。世間の話聞くと、不登校にかかわるネグレクト、こういう問題も絡んできていると。そういうことを考えれば早急にその辺の体制を、本来は常勤、国も将来的には各小中学校に常勤をさせようとする考えなのでしょうけれども、今のところはまだ1名ということで、その辺も含めてもう少し、スクールカウンセラーは大分歴史が古くなってきて、平成7年からの話ですから、私も予算委員会その他のところでは質問は昔からしてきているわけなのですけれども、昔はスクールキーパーと言ったり、いろいろ名前もあったのですけれども、今はスクールカウンセラーということで統一されています。

なぜこの問題を一般質問しようかなと考えたかという、学校の先生の働き過ぎの問題も出てき

ている。子供たちに対応していくためには、まず今あるこのスクールカウンセラー制度を大いに利用して、ただ利用してと言いながら、これは北海道の派遣事業でやっているの、スクールカウンセラーの数も絶対数が少ないということもあるのです。また、道のホームページ見るとカウンセラー募集というのもあるのですけれども、これも学校の先生と違って採用したら即どこかの学校とかどこかの教育委員会に配置されるというものでないみたいなので、応募がなかなかないというような現状もあるみたいです。

また、国の補助事業で、3分の1補助で、あとは道の負担になっていると思うのです。始まったころは100%補助事業で、拠点校みたいなものを設けて、試験的にスクールカウンセラー導入したのですけれども、二、三年後になったら今度は3分の1補助になった。それで、余市町としても財政厳しい中スクールカウンセラーをふやすということは、なかなか難しいとは思っただけけれども、市町村によっては自前でやっているところがあるのです。町の職員の中にそういうスクールカウンセラーとして働ける職員がいるのかどうかちょっと私はわからないのですけれども、ほとんど臨床心理士の資格が一応条件になっています。あと、それに準ずる者というのは、専門家、大学の先生、要するに大学の教員、またはそれに準ずる人たちという形でなかなか少ないと。だけれども、子供のことを考えれば、学校の勉強を教えることもそれはもちろん大事だけれども、その勉強する環境を整えてやると。これは先生だけではなくて、そういう心の専門家、今1名配置されているので、いろいろスクールカウンセラーのことについては配付されたこの平成29年度の事務の管理及び執行の状況の点検、評価、これにもスクールカウンセラーのことはうたっています。学校の教員に理解得られているというようなことを報告書には書かれています。だから、その辺も含めればもっと充

実したような、全て道の経費でやっているから道から1名より来ないのだと。ただ、国としては道にも予算づけ、本年度も予算づけはしているのだけれども、できれば1校1名のような形でやってくださいと。国では31年度までと言うのだけれども、予算措置見たら来年度100%までいかななくても、スクールカウンセラーの配置を各小中学校にしたいと。どのような形になるのか、各小中学校に常勤になるのか、その辺はちょっと私も詳しいことは教育委員会の職員でもないし、国会議員でもないからわからないけれども、ただそれを町教育委員会としても酌みながら、今成果があると書いているわけですから、だからぜひその辺は充実した、今充実していないというわけでないのですけれども、各中学校、小学校に配置するような形に、今すぐというのは難しいところもあるかもしれないけれども、少しずつそのような形に持っていけないのかなと。

それと、今1名配置されているカウンセラーの方は道から派遣されているのだけれども、巡回方式というのか、恐らく全部の学校、教育委員会に恐らく配置されていると思うから。これいろいろな方式、将来的には単独校方式にしたいと、各校に置きたいという話もあるのだけれども、あと拠点校といって小学校全部を見るとか、中学校区の小学校も見るとかいろいろなものはあるのだけれども、その辺もう少し教育委員会としても充実した人員配置できないものかなと。その辺についての考え方をお知らせいただければと思います。

また次に、スクールソーシャルワーカー、これはまだ余市町は事業になっていないから、どれ見てもそのような余市町の資料にはまだ出てきていないのです。ただ、余市町のいろいろな報告やその他を見てみると、余市町いじめ防止基本方針、これなんかにもスクールカウンセラーという名前がうたっている。例えばいじめ防止基本方針の中の第2章にいじめの防止等のために余市町（教育

委員会含む。）が実施する施策の中に、その2に教育委員会の取組、（3）、いじめの防止等と早期発見に関する事、①、いじめの防止とあるのですけれども、今ここに基本方針は持ってきていないので、教育長は十分わかっていると思うのですけれども、子供や保護者、教職員の悩みや不安を解消するために、必要に応じ学校にスクールカウンセラーや相談員を派遣しとあるのです。この相談員というのは何を指すのかと考えたときに私は、確かにいろいろあると思うのだけれども、その一つとして相談員としてはスクールソーシャルワーカーというものを考えていったほうがいいのではないかと思います。

また、この基本方針の中には、スクールカウンセラーを派遣するなどの支援のほか云々と書いて、いじめ防止対策委員会、これによる調査等も行うと書いてあるのですけれども、いじめ防止対策委員会にその専門家がいますのかどうかです。これは、スクールカウンセラーばかりでなくて、いじめというのはソーシャルワーカーの仕事が多分に含まれていると思うのです。だから、平成31年度までには、国も道も拠点校には1名配置したいというような、余市町はもし要望すれば恐らく教育委員会の所属になるのかもしれない、教育委員会に派遣されるのかもしれないけれども、やはり今はスクールカウンセラーだけではなくてスクールソーシャルワーカー、これがすごく大事になっている。国もそういうふうに認めているのです。だから、国も文科省の予算の中に莫大な金額を計上している。ただ、国もご存じのとおりお金がないものですから、その補助金額は3分の1のような形になっているのです。

でも、大きなまち、大きな市町村というのか、そういうところは自前でやっているところもあります。その自前というのは、職員の中にもそういう資格のある方がいれば、その方をそういうスクールソーシャルワーカーとして、兼務というか、

そんな形で採用しているというか、配置している市町村もある。要するに道、国のやっていることを待っていれば後手に回って、スクールソーシャルワーカーは社会福祉士とか精神保健福祉士、こういう援助というか、資格が要るのです。またはそれに準ずる者と書いてあるから、それは専門の大学の先生、先生といっても採用を見ると経験あれば助教でも採用しますというようなことを書いてあるので、これは専門家と呼ばれる人たちです。余市町としてももし役場に、保健師さんとかそういうのはいらっしゃるけれども、例えば福祉系の学校でそういうものを学んで資格を持っている人がもしいたら、そういう方を教育委員会の職員としなくても町と連携しながら採用して、スクールソーシャルワーカーとして、そしてスクールカウンセラーと子供たちのために共同で仕事をしていく、そういうのも非常に大事ではないかと思うのです。というのは、学校の先生は教員の免許を持っているのです。その教員の免許の中には、小学校の先生であれば児童心理学、高校とか中学であれば青年心理学というものも習っている。ただ、それは先生となるための資格要件、単位を取るための学問なのです。ところが、例えば臨床心理士とか精神科医とか社会福祉士というのは、それを学校で学んだ上に社会に出て、それを実践された方。だから、学校の先生がみんなやることなのです。スクールカウンセラーもソーシャルワーカーも学校でそういう例えばいじめ対策に携わった方なんかもいらっしゃるわけだから。だから、もし余市町にもそういう方がいらしたら、役場職員はもちろんのことだけれども、そういうことを経験してきた元学校の先生なんかも、常勤というわけにいかないでしょうけれども、非常勤なら非常勤の中で町としてお願いするという形もできるのではないかなと思うのです。

だから、その辺を含めながら、ぜひこのスクールソーシャルワーカー、道の募集要項を見たらこ

としては2名だけなのです、募集しているのは。それも2名だからといって、2名採用して、即どこかに配置されるというのではなくて、一応登録しておきますよと。そんな不安定な職に家族のある方なんてつけるわけもない。だから、今道のスクールソーシャルワーカーとか、それからスクールカウンセラーやっている方も兼業している方もいらっしゃるのです。どこかの福祉施設に勤めながら、道からの要望があったときに巡回する。これは、スクールソーシャルワーカーも、スクールカウンセラーもそうなのだけれども、社会的身分というか、それがどうもいまいち保障されていないのです。だけれども、本来は、学校の先生は第三者ではないのです。だけれども、なぜこの人たちを学校の子供たちのために働いてもらおうと考えたかという、第三者の目で子供たちに接しよう。子供たちに友達感覚というのか、スクールソーシャルワーカーは友達感覚と言っているワーカーの方もいらっしゃるけれども、そういう形で学校ではいろいろと相談するのだけれども、私は学校の先生でもないし、あなたの味方だよと、そういう形で一生懸命やっている方もいる。余市町としても、教育委員会としても、国も31年ごろまでには中学校には配置したいと考えているのだけれども、これも先立つもの話だからすぐにはいかないかもしれないけれども、ぜひ教育委員会としてもスクールソーシャルワーカーの配置。

私は、一番いいのはもし役場職員200人いる中でそういう資格がある方、福祉系の大学出た方、または福祉系の専門学校を出た方、そういう方にはぜひ、その方は多分二足のわらじ履くことになるから大変だということにもなるかもしれない。一番いいのは、その方に教育委員会に移ってもらって、教育委員会の職員として対応してもらうのが一番いいわけだけれども、限られた人数の中ではそうはいかないかもしれない。だから、その辺の把握はしているか、していないか、していたらし



ていたと後で答弁してもらいたいのですけれども、そういう形でぜひスクールソーシャルワーカーも早く余市町としても、恐らく道の派遣事業だから道のほうに要望出して、余市さん、ちょっと待ってくださいと。あなたのところには1名スクールカウンセラーいるのだから、ちょっと待ってくださいと言うかもしれないけれども、その辺は要望はきちんと出しているとは解釈しているのですけれども、そういう形でぜひ道のほうにも余市町にもとりあえず1名、スクールカウンセラーはもっと多く派遣してくださいというような要望をぜひ出してもらいたいと思うのです。

ほかのまちでこの辺はソーシャルワーカーのいる学校があるかどうか私もわからないけれども、一番大きな町の余市町、そして考えてみたら北後志5町村でもいいのではないですか。岩内は、ソーシャルワーカーの協議会の拠点というか、なっているのです。ところが、北後志は小樽も含めてないのです。だから、その辺も含めて、もしあれだったら余市で、そして古平、積丹、赤井川、仁木で何かあった場合は余市を拠点にして巡回していただくというような考え方もできると思うのです。余市町子どものいじめ防止条例というのは、読んでみると一生懸命なのだなというのわかる条例なのだけれども、ここにもスクールカウンセラーのことは出てきます。その辺も含めながら、これはカウンセラーだけではないのだと。もう一ついじめを防止というか、早期に芽を摘むということは、スクールソーシャルワーカー、この方が非常に大事だと。この方は福祉大変強いわけです。だから、いじめが家庭の貧困、または保護者の病気、そういうものにも起因していた場合、これを解決していく一番の味方になる方はソーシャルワーカーです。カウンセラーでないのです。今は家庭の貧困とかもいろいろ問題になっているから、余市町にも恐らく家がなかなかうまくいかないと。その起因しているのは家庭の貧困と。それ

による不登校、またはいじめ、そういうものを総合的に見ていくというのは、やっぱりスクールソーシャルワーカーなのです。社会福祉士というのか、そういう人の力というのが非常に大きい。この社会福祉士を例えば会社でやってこられて、社会でやってこられた中で今リタイアしているとかそういう人がいたらぜひお願いして、非常勤の特別職で何とかお願いしますという形で私はできるのではないかと思います。その辺を含めた中で、道が派遣できないというのであれば、余市町の中で何とかできないのか、その辺についても答弁お願いいたします。

それと、最後の通知なのですけれども、私もあえて1つつづつ答えてくれとは質問しなかったのですけれども、結構大事なことが含まれているのです。例えば活動方針等に関する指針の策定とかあります。こういうのはしてくださいと。それから、教育相談体制の点検、評価、ここにもスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーそのものの活動計画を策定しなさいと書いています。そして、それを評価しなさいと書いています。これは、うちの会派でもいつも言っているPDCAの考え方だと思うのです。こういうものはぜひ早目な、今はカウンセラーよりいいものはないものそれだけでも策定はできるわけですから。一番最初にも言ったのだけれども、2月3日の日に文部科学省から通達が出ているのですけれども、2月10日の日に北海道教育長からも出ています。同じ文書で、そして国から来たものを添付して教育長宛てに来ていますよね。それは、やはり早くやってくださいと、そういうことだと思うのです。だから、何もないから、今忙しいし、いいのだということにはならないと思うのです。策定しなさいというのなら策定するのが、こんなところでコンプライアンスなんか持ち出したくないけれども、コンプライアンスってそういうことでしょう。違法なこととまでは言わないけれども、コンプライ

アンスというのは、法令の遵守なんて言われているけれども、そうではないです。決まりを守る、またこういうふうにして下さいと言われてきたことはそういうふうにする、そういうことですね。こういうものについては、ぜひ早く教育委員会として何らかの手だてをとっていただきたいと思うのです。取りとめのない話になってしまったけれども、その辺も含めて教育長の答弁お願いいたします。

○教育長（佐々木 隆君） 16番、藤野議員からの再度の質問に答弁申し上げます。

スクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカー、そしてまた国からの通知による6項目の取り組みといった部分でございます。学校現場におきましては、議員ご承知のとおり、近年いろいろなケースといいますか、例えばツイッター、ライン等そういったSNSを利用したようないじめ問題だとか、あるいは家庭でのネグレクトあるいは虐待、そういった部分での対応だとか、そのたび学校現場で教員がアンテナ張りめぐらして、ある程度早い時期にそういった芽を摘んでいくという、そういった対応といいますか、大変その解決に向けてはエネルギーを使っているという部分、そういった解決においては奔走しているのが実態でございます。そういった中で今スクールカウンセラーにつきましては、道からの派遣、余市の小中学校、さらには他町村の学校も紹介して、今巡回しながらいろいろなカウンセリング等を実施をしていただいて、効果というのは上がっていると思います。その部分につきましては、議員おっしゃるとおり、その専門的な部分といいますか、資格を保有している人材というのなかなか難しいものもございます。そういった部分で今は道の派遣に頼っているような状況でございますので、必要性がもっとも膨らんだ状況になれば増員も要請しなければならないなというふうに考えてございます。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、議員おっしゃるように直接学校の本人のみならず、多方面に働きをかけて、子供が安心して学校生活が送れるという環境をつくらなければならない。そういったことを考えますと、保健、福祉、医療も含めていろいろな関係団体との接触を持っていかなければならないと考えています。おっしゃるように精神保健福祉士だとか社会福祉士、そういった人材確保して、そして定期的に学校に巡回して、いろいろな問題をお聞きし、解決をしていくというものは重要なことだと思っております。国においても30年度増員をかけていくということも言われております。そこは道のほうもどういった形で人材といいますか、町村に対しての派遣、そういった部分で重点的に行っていたのかという部分も見きわめていかなければならないと思っておりますし、さらには町村でそういった人材の確保、町職員の中にそういった資格を持った方がいるのかどうかちょっと把握はしてございませんけれども、なかなかそういった業務一本で行うというまた難しさもあろうかと思えます。いろいろとその辺につきましても検討はさせていただきたいなというふうに思っております。

また、国から通知がありました6項目、いろいろ中身はございます。その中にもいろいろな指針だとか、あるいはスクールソーシャルワーカーの位置づけだとか、そういったものの活用というのはございますので、そこは国の通知、そういったところを念頭に置きながら、そのようにしてまいりたいと考えてございます。

○16番（藤野博三君） 1つは、いじめ防止対策委員会にそういう資格ある方がいるのかという質問には答えていない。それはいいです。次の質問で答えていただければいいです。

今の教育長の言ったことは理解はできます。ただ、余市町も余市町子どものいじめ防止条例、これに対して基本方針つくられていると。その中で、

第10条の2項にいじめに関すること、専門的知識を有する者を活用しと書いてあるのです。また、12条の1項の第3号には、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を学校に派遣しと書いてあるのです。ここにもはっきり心理と福祉、及び法律とも書いていますけれども、法律となれば弁護士さんとか、または警察とかそういうことになるのでしょうけれども、条例の中にもきちんとうたっているわけだから、これはスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーのことだと思うのです、この心理と福祉と書いてあるのは。その辺も含めた中でぜひこの条例をきたものにするためには、そのような感じで配置するような方向で、これ今4月から何とかやってくれとかと、そういうことを言っているわけではないのです。ただ、なるべく早目にそういうのは検討されたほうが、国もそういうふうには31年までにはというような話もあるわけだから、その辺を含めてぜひ早目の対応をしていただければということなのです。

あと、これについては、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラー、学校の先生、それぞれみんなで協力して、チームでやりなさいと。これは、平成27年12月の中央教育審議会答申で、チーム学校、学校の先生、そして外部のスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、恐らくこれには警察とか、例えば社会福祉協議会とかいろいろなものも入るのですけれども、そういうものを打ち出しています。将来的にはスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを学校職員として採用したほうがいいのではないかとというような最終報告になっているのです。そういうふうに考えれば、余市町子どものいじめ防止条例にうたっているわけだから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとは書いていないけれども。ただ、そうでないけれども、日本語では書いてあるわけだから、心理と福祉と。だ

から、早目の対応をするようなものをぜひ教育長には考えていただきたいと思うのです。

国は、いじめ、不登校対応の推進という形で、このスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの予算組んでいるのです。道は、いじめ対策総合推進事業という形で、このスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの予算計上しています。ことしももう道も計上しています。ただ、道としては、国からの補助が3分の1なのだから、北海道も苦しいからなかなか進まない。ことしもスクールソーシャルワーカーの募集は2名よりないというようなことだから、その辺も含めた中で、いじめ防止条例をきた条例にするためには、この辺も条例を遵守しながらするという形で、条例を生かしていくという形でぜひ対応していただきたいと思うのです。

いじめ防止対策委員会の人員の件と、その辺の条例に絡めたスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの件についても一度教育長の答弁お願いいたします。

○教育長(佐々木 隆君) 16番、藤野議員からの再度の質問に答弁申し上げます。

答弁漏れございました。大変失礼いたしました。余市町いじめ防止対策委員会の委員の構成でございますけれども、5名を委嘱してございまして、元小学校長、あと警察官、社会教育委員、保護司、精神科医と、この5名を委嘱をしております。

また、ご質問のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの位置づけというのは大変重要なものと、それは認識をしております。町村独自でその部分を担うとなれば、財源の手だてやら人材の確保だとかという面でいろいろと難しい面があるかと思いますが、子供たちが学校で生き生きと生活ができるように、確かにいじめ、そして不登校、虐待、いろいろな問題があります。それぞれ教員と学校と協議しながら、いろいろな対策もとってございます。適応指導教室もしかり

です。不登校の児童生徒に対して公民館で実施をしておりますけれども、そういった部分も充実をしていかなければならないなど。あくまでも学校復帰がまず第一と考えてございますし、そういった部分では多方面で調整をする役どころとすれば、スクールソーシャルワーカーというのはやはり重要な位置づけだと思っておりますので、ただ広く言えば福祉、厚労省のほうで児童相談所において児童福祉司なり、児童心理士なりを置いて、いろいろと児童全般に対して対応もしている。そして、学校にはスクールソーシャルワーカーという、文科省においてはそういう対応と。こういったものもいろいろと活用しながら、議員がおっしゃるように十分その辺は検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（中井寿夫君） 藤野議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

発言順位3番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 平成30年第1回定例会において、さきに通告しました質問1件について答弁を求めます。よろしく申し上げます。

件名は、通学の交通費に関する公的助成についてです。最終的に望まぬ形でこの余市町を去らざるを得ない若者を一人でも減らし、過疎化を克服し、地域を守りたい。経済的理由から町外に出ざるを得ない環境を少しでも改善することはできないだろうか。そのために町内外の高校、専門学校、大学へ通学するための交通費を公的に助成するこ

とはできないだろうか。それがこのたびの質問の趣旨です。

文部科学省の調査によると、全国の高校への進学率は98%であり、高校卒業後の進路は、大学54.3%、専門学校15.9%、合わせて70.2%、就職は15.8%となり、今や大学、専門学校で学ぶことはごく当たり前のこととなっています。一方で、特に専門学校、大学への進学は、多額の費用を要するため大きな経済的負担が生じます。奨学金などの借入れ、貸与に依存する割合は年々増加を続け、奨学金破産という現象が社会問題となっています。また、居住地から進学先が遠い場合、進学先の近辺に下宿やアパートなどを借りるなどして生活、通学せざるを得ず、その費用も決して安いものではありません。

道内で高校、専門学校、大学が集中しているのは札幌市です。立地条件で見た場合に、余市町は札幌近郊に位置するとはいえ、公共交通網の問題などもあり、町内の居住地から通学する上で便利とは言いがたい環境です。こうした視点で見ていくと、経済力、居住地と進学予定先との立地関係が進学先選定の大きな制約条件になっていると考えます。これは、ひいては学校卒業後の就職先の選定に大きな影響を与え、道内でいえば札幌、石狩管内への人口集中、地域の過疎化に拍車をかける大きな要因の一つではないでしょうか。授業料などへの支援は巨額を要するおそれがあるため、すぐには難しいと考えますが、交通費という点に絞ればまだ現実性のある話ではないかと考えます。そこで、以下伺います。

1つ、過去5年間の平均で見た場合、中学校卒業後に町内の高校へ進学する生徒、小樽へ進学する生徒、札幌へ進学する生徒の割合はそれぞれ幾らか。

2つ、町外の高校、専門学校、大学への進学を考える際、経済的負担は進学先を選ぶ上での制約条件となり得る。奨学金を借り、学費や交通費を

工面するケースも少なくない。町内から高校、専門学校、大学へ進学する生徒、または家計への交通費を助成することで、その人が卒業後に背負う負担を軽減し、経済的理由から平均賃金の高い都市圏へ移住せざるを得ない人を少しでも減らす環境を整えることが大切と考えますが、見解を伺います。

3つ、余市町内の高校に町内外から通う生徒もいる。余市紅志、北星余市へ通学しやすくし、生徒増を促す上で町内の学校へ通う生徒、または家計への交通費助成も有効と考えますが、見解を伺います。

○町長（嶋 保君） 14番、大物議員の通学の交通費に関する公的助成に関するご質問に答弁申し上げます。2点目、3点目のご質問につきまして、定住にかかわるまちづくりの観点から答弁を申し上げます。

初めに、町内から高校、専門学校、大学に進学する生徒、または家計に対する交通費の助成についてのご質問でございます。近年では、中学校を卒業された生徒の多くが高校に進学され、またその後大学や専門学校に進むことが非常に多いのが現状であると認識しております。中学校卒業後の進学先については、進学する生徒自身が将来目指す職業や上級校を見据えた上で選択されているものと考えておりますが、一方それぞれの家庭の事情等により、通学の利便性や進学に伴う経済的負担なども進学先を選考する一つの検討材料とする場合もあると考えております。町外の高校や大学に進学した生徒や家計に交通費を助成することについては、こうした進学に伴う経済的負担を考慮する際の一つの検討材料になる可能性があるとは考えますが、卒業後に都市圏へ移住せざるを得ない状況を減らすためには、若い世代が本町に住み続け、働きながら暮らしたいと思えるような環境をつくることが重要であると考えております。

次に、町内外から町内の高等学校へ通う生徒や

家計に対する交通費の助成に関する質問でございます。今日の少子化の影響による入学志望者の減少などにより、本町においても余市紅志高等学校、北星余市高等学校への生徒数が減少傾向となっているところでございます。こうした中で、町内外から両校に通学する生徒、または家計に対する交通費の助成につきましては、保護者の経済的負担を軽減する上では有効と考えますが、中学校卒業後における進学先の選考については、それぞれの家庭の事情などにより通学の利便性や進学に伴う経済的負担等も一つの検討材料となりますが、基本的には進学する生徒自身が将来目指す職業や上級校を見据えた上で選考されるものと考えております。生徒増を促すという観点からは、これまでも両高等学校においてそれぞれの運営方針のもと特色ある教育の実践を進めるとともに、将来にわたり魅力ある高等学校であり続けるためのさまざまな取り組みを行っており、こうした両校の取り組みについて地域や行政も一丸となって推進していくことにより生徒増を図っていく必要があると考えており、今後とも引き続き両校との連携協力に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、教育委員会関係のご質問につきましては、教育長より答弁申し上げます。

○教育長（佐々木 隆君） 14番、大物議員の教育委員会に関するご質問に答弁申し上げます。

中学卒業後に町内の高校へ進学する生徒、小樽へ進学する生徒、札幌へ進学する生徒の過去5年間の平均に基づく割合といたしましては、町内の高校に進学した生徒は19.1%、小樽の高校に進学した生徒は67.3%、札幌の高校に進学した生徒は7%で、その他の地域への進学や就職した生徒は6.6%という状況となっておりますので、ご理解を願います。

○14番（大物 翔君） それぞれの答弁はわかりました。

私が今回この質問をやらねばと思った決定的なきっかけになったことというのが実は暮れぐらいから年明けぐらいにかけて、地域の集まりがあった際に、もうすぐ高校を卒業して大学に進学する予定だった子がたまたま相談してきたということから始まるのです。その子は、たまたま母子家庭だった関係もあって、家にお金ないと。どうしても勉強したい分野があるのだとって大学に受かったのです。受かりましたと言ってきて、すごくにこやかな顔で言ってきたので、おめでとうと言ったら、途端にその子うつむいてしまったのです。何かあったのかと聞いたら、大学に受かることはできたのだと。でも、家にはお金がないと。受かった場所が運悪く、運悪くと言ったら失礼ですけども、札幌よりも遠いところだったのです。だから、バスと自動車を使っても余市からは朝9時の授業には間に合わないという状況だったものですから、となれば下宿なり、アパートを探さねばならぬねとなったときに、実はそこまでお金がないのだと。奨学金とかはどうなのだと聞いたら、日本学生支援機構からフルで借りる算段をつけていたと。それでも生活費は出ないという話になったのです。そのケースに関しては、今回の通告からは外している件なのですけれども、ついでに申し上げますと、最終的に周りにいた大人とどうやったらその子が1カ月生活していけるかねという家計簿のシミュレーションを大人3人ぐらいとその子とで手元にあった電子機器フルに活用してやって、最終的にその子は下宿に入ることになって、足りないと言われていた費用も自分でアルバイトする分と、あと親族のほうが何とか融通することができるという話に最終的になって、その件は一件落ち着いたのです。ただ、その子が目いっぱい借りているという表現をしていたので、では幾らになるかなというふうに計算してみたら、この子4年後に元利だけで約900万円借金背負って社会人になるのです、ストレートに就職できれ

ば。

家に帰ってから私も考えたのです。私も大学出ているのですけれども、どうして自分は大学卒業までいけたのかなと。今から15年前の話なのですけれども、私は卒業した瞬間370万円の借金を背負いました、2種の奨学金借りていたので。ただし、高校2年生のときに行きたい進路を見つけた際に親に相談したら、悪いけれども、おまえを大学にやれる金は我が家にはないからなと。おまえの下に2人兄弟いるのだし、高校のときからも私立なんかとんでもないと、家計が破産してしまうと。何が何でも公立に行けと、どこでもいいから行けというふうにそのころからずっと言われてきたのです。家にお金がないことは私もわかっていたので、2週間ふさぎ込んでしまったのです。どうしようかという就職雑誌をこうやって眺めていたら、見かねた親がちょっと待てと。我が家にはお金はないよと。ただし、当てはあるぞと。条件があると。それは奨学金のことだったのですけれども、うちの両親は当時高校2年生の夏ごろ私に、ただしこれは借金だからなと。卒業したら全部おまえが返さなければいけないのだからなと。それでも行きたいというのだったら行けと。食べるものと住むところだけは親の責任で何とかすると。ただ、それ以上は出してあげれないからねと。それでも行きたいのなら行けと言われて、私は行くと言ったのです。ただ、通おうと思ったときに、運がいいことに家から歩いて15分のところにJRの駅があったのです。そこは、約20分に1本自動車が出ている駅だったのです、普通列車で。だから、朝7時半ぐらいに自動車に乗れば、清田区にあった大学まで公共機関のみで通えたのです。車通学だめな大学だったので。奨学金を借りている手前があるので、どんな事情があっても成績を落とすわけにはいかない。そして、アルバイトをもし減らしてしまえば交通費がなくなって通学不可能に陥る。だから、どんなことしても働くことをやめるわけに

はいかない。だから、それこそ朝9時から6時まで授業を受けて、それから家に帰って夜8時から9時から場合によっては朝の6時までですけれども、ずっと働いて、仮眠をとって、汽車に飛び乗って、行き帰りはずっと本読んでいました。とにかく時間がなかったの。後から当時の同級生とかに聞いたら、随分丸くなったな、おまえもと。在学中のおまえは、本当に余裕なかったぞと。本当に死にそうな顔しながら勉強していたぞと。おかげでめげない心は身についたのですけれども、ただ、今から振り返っても本当にしんどかったなと。私は、本当に立地条件がよかったから通えただけだったのです。当時は自分の努力で行ったと思いついていたけれども、よくよく考えたら自分が行ける、制約はあったけれども、行ける環境に住んでいたから、出てすぐ働かなければ我が家は大変なのだというような家庭環境ではなかったから行けただけなのです、よくよく考えていくと。

私今回質問するに当たって、では余市町から朝9時の授業に間に合うように清田区の私が通っていた大学に通えるかなというふうに全部調べてみたのです。朝9時に間に合う方法1つだけありました。朝6時3分の始発の余市駅発の汽車に乗ると、そうするときにぎりぎり8時40分から45分ぐらいには着ける。ただし、一回でも乗り過ぎたり、乗りかえを間違えると即遅刻。だから、こういうふうになってくると、家庭の経済力の事情もあると思うのですけれども、出ざるを得ないケースって出てくると思うのです。ただ、これ自体はちょっとまだ何とかならない部分も出てくるなと思ったので、ただそういう遠いところに行っている生徒ばかりではないだろうと。正確な数は私もわからないのですけれども。

先ほど卒業した瞬間1,000万円の借金、900万円の借金という話をしたのですけれども、やっぱり私も就職考えたときに、卒業した年の秋から返済が開始されると考えて、それを見込んだ上での給

与を出してくれる就職先を探さざるを得なくなるのです。家に家庭的な余力があって、出すから行ってこい、僕の場合実家から通っていましたが、でも、実家からちょっと大変だけれども、無理しても汽車乗って行きなさいと言える家庭ならいいのです。でも、やっぱり同級生にもそうではなかったケースも結構いたのです。

一方で、こういう話ばかりしてくると、では地元の高校どうするのだという議論は絶対出てくるだろうと。お金の有る、なしとは別に、では公平な方法って何だろうなというふうに私なりに考えた上で考えたのが今回の質問だったのです。実は、これの目標としている狙いとしては、まず奨学金借りざるを得ない状況だとしたら、奨学金を借りるランクを1つ下げられないかと。授業料プラス交通費、その他もろもろでいわゆる学校に通うためにかかるお金発生してくるのですけれども、交通費だけでも何とかすることができれば、場合によっては1つ借りるランクが落とせる。そうしたら、その子が22歳あるいは20歳になったときに背負わなければならない借金の額を圧縮してあげることができる。それならまだ町内で就職したいのだという子の条件に合った就職先が出てくるかもしれない。一方で雇用先はあるのかという問題も出てくるとは思うのですけれども、すぐすぐとはいかないのは私もわかっています。ただ、町なか歩いたりしていると、ゆっくりではあるのですけれども、新しいお店とか会社とかできてきているのです。急激にはではないのですけれども、だんだん、だんだん、廃業率のほうはひょっとしたら高いかもしれないけれども、厳しい、厳しいと言われる中でも実は新陳代謝はちゃんと起きてきているのです。町としても産業の高度化というのも目指していると思うのです、6次化というキーワードを中心にして。産業が高度になっていくということは、もちろん既存の今まで頑張ってきた人の経験値とか努力というものを大事な前提にしながら

ら、専門知識を持った人間、専門的な見地を持った人間というのが恐らく必要になってくるだろうと。厳しい環境の中でもこの町を支えたいのだという思いを持った子たちが、人たちが発生する確率が一番高いのはどういった人たちかなと思ったなら、私は地元出身の子たちだと思ったのです。あるいは、この近郊にいる子たちだと思ったのです。将来この地域、町を支えてくれる人、今すぐではなくて。そして、2年前に余市町内の高校についてということで私6月に一般質問しているのです。その際町長は、余市町内にある2つの高校の問題というのは、単に余市町の問題だけなんかではとどまらないと。北後志地域の高校教育の環境をどうやって守っていくか、そういう次元の問題なのだという趣旨の答弁されているのです。だったら、例えば余市町単独ではちょっとというのだったら、北後志5カ町村にわけを話して、どうだと。どっちの高校もなくなるとはいけないのだと。どっちもあってほしいのだと。そして、それがひいては地域を支えることにつながるのだという視点から考えていけば、単に余市町内だけの問題として捉えなくても私はいいと思うのです。

ぎりぎりどこまで通えるかなというふうに自分なりに考えても、やっぱり中央区とその周辺ぐらいまでは多分現実的には通える圏内かなというふうに私の個人的な認識としては持っているのです。無理すればもうちょっと遠くまで行けるのですけれども。一回まちに出てみたいわという希望もたくさんあるとは思いますが、総合的に考えたら、それは本人の自由ですよといったとしても、帰ってきたいと思ったときに帰ってこれるような状態をちょっとでもつくっていききたい。選択肢としてそういうものを提示するというのもやっぱりありなのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（嶋 保君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

奨学金等の問題、私も子供2人大学出しておりまして、東京と函館でしたけれども、やはり非常に経済的負担が強かったというのは認識をしておりますし、私自身も札幌の大学4年間汽車で通いました。私も同じように先ほどのお話をされたように母子家庭でございまして、お金も裕福な部分ではありませんでしたので、そういった中でも通ってきたところでございます。

それと、るるおっしゃられております。状況的にはいろいろな部分で理解できる部分もございませぬ。しかし、この子供たちに対してそういった交通費を出したから行きやすくなって、そしてまた奨学金の負担がワンランク低いから東京ではなくて余市に就職するという、そういうケースもあるかと思えますけれども、理論的にはあろうかと思えますけれども、それはなかなか私どもとしては、それぞれの思いとして進学なり、就職なりと、そしてそういった中での学校の決定になっていくという部分、一部にはそういう方もいるかもわからないです。ですけれども、そういった中で私どもは今までどおり例えば町内の高校という部分、先ほど北後志という部分も出ました。紅志高校の2間口の維持という部分につきましては、北後志で去年から協議会をつくって、そういった中では後志教育局、さらには北海道教育庁のほうにも要望活動等も行っておりますし、北星高校等の部分につきましても私もいろいろな東京での相談会等にも出させていただいております。そういった中で、紅志高校、これは後援会等の助成等もさせていただいておりますし、北星高校は私学助成という中での部分で助成もさせていただいておりますが、そういった取り組み等は今後もしっかり学校等と連携をとりながらやっていかなければならないと思っておりますし、将来を担っていく子供たちの部分、これは去年でしたか、「余市町でおこったこんな話」を中学生等にも配って、しっかり余市の町の成り立ち、歴史等この部分、学力を上げ



るだけではなくて、学力を上げるというのももちろん大切なことでございますけれども、余市の町の成り立ち、そしてこの町の歴史等を、そしてまた町の産業等をしっかり知っていただいて、例えば一回は東京の大学行った、東京に就職したけれども、またいろいろな中で思い出して、余市にこんないいところあったのだなという部分もあって、そういった中で戻ってくるというケースもあるように、そういった中では学力の部分だけではなくて歴史、産業等の部分もしっかり今後教育委員会と連携をとりながらやっていかなければならないと思っております。

○14番（大物 翔君） 総合計画の見直しの際に提出していただいた中学生、高校生向けのアンケート調査、一度町を離れても帰ってきたいかという設問に一番注目していたのですけれども、実はあの回答を見てすごく勇気づけられたのです。確かに出たいという子のほうが多かったと思うのです。多かったはずなのですけれども、ただ戻ってきたいという子も結構いたと。では、その戻ってきたいという要望をかなえる環境を整えれば、まだ我々は展望を描けるのではないかなと。そして、戻ってきたい、ここにいたいという気持ちに子供たちが思えるような環境をつくってきたというのは、やっぱりこの町に住んでいる人たちがこの町のいいところ、あるいはすごいところを生活の中で、あるいは学校などを通じてずっと伝え続けてきたからだと思うのです。

ちなみに、私の中学校のときの同級生って120人いたのですけれども、今私のかつて住んでいた地域に残っている人ってほとんどいないのです。ほとんど札幌にいるのです。僕らが子供のころ自分の地域のことをほどよい田舎と呼んでいたのです。汽車1本で札幌駅まで出れると。30分走れば札幌に車で行ける。なのだけれども、ゆえにだったら札幌に住んだほうがいいのではないという理由もあったわけではないのですけれども、とにか

く唯一町で働いているというのをはっきり確認できるのは、市役所で働いている同級生ぐらいだろうと。私の育った地域ではそうだったのです。

大学の話ばかりして恐縮なのですが、先ほどの大学の授業料の話なのですが、15年前私は月8万円で授業料払っていたのです。今は値上がりしてしまっていて、私の通っていたところは月10万円必要です。医療関係だと本当に飛び抜けてお金かかるところを除いても、100万円切るところというのはほとんどないのです。2部行けば100万円切るのですけれども、私立の話ですけれども、ちなみに国立は北海道大学で今最新の見たら年間53万8,000円授業料だけでかかるのです。では、それなら一生懸命勉強して国公立行けばいいではないという話になるのだけれども、では間口の問題はどうなっているかなと見てみたら、実はこれ北海道の話ですけれども、定員数の話ですけれども、ことしの頭に道が出した情報なのですが、国立大学の定員が約5,600人、道立、組合などのいわゆる公立を入れて大体6,000から7,000ぐらいなのです。片や私立はどうかと行ったら1万2,000人ぐらいの間口があるのです。では、都道府県別のその都道府県の高校を出た子の進学率ってどうなっているかなというふうに文科省のほうで調べてみると、2017年春の時点で東京都で約73%なのです、進学率、大学の。片や北海道はと行ったら43%なのです。北大の大学院に実は収容率という概念があるみたいなのですが、要はその地域で大学進学資格を持っている子たちを受け入れる余力と物理的な距離の相関性から見た地域ごとの格差というのを調べている研究者の方がいて、その方によると大都市部を擁している都道府県ではないところというのはやっぱりきついです。

私自身は、実は学力ってほとんど重視してなくて、といいますのも私自身が同級生120人中大体100番目ぐらいの成績をいつも行ったり来たりし

ていたの、高校もさっき言いましたけれども、私立は絶対行けないよという事情があったから、ぎりぎり行けそうな学校より1つ下げたのです。市内でJRに乗って2駅、月の通学交通費が大体3,400円、あとは30分丘の上をずっと歩いていけば通えるような高校で、夏場は自転車で通っていました。大学行っていたときはどうかなといったら、行くときはやっぱり家は金ないから始まって、では自分のやりたいことと通える条件とで考えたときに行けるところどこだろうと探したら、たまたま清田区の大学だったのです。新札幌まで出るのに島松駅から通学費で大体8,600円。そこから地下鉄東西線に乗って、3駅走って南郷18丁目でおりて、中央バスに乗って行っていたのですけれども、そのときかかった地下鉄とバスの定期も大体8,800円ぐらい。これ調べたら大体変わっていませんでしたけれども、今でも。最低賃金確かに上がっていています。もともとは647円だったけれども、今は810円、日中のアルバイト。ただ、その分ほかの費用も上がっていている。生活にかかわったり、交際費も含めて上がっていているものですから、大体相殺されてしまっている。とすると、この2万円どうしようと私学の場合なのです。私が今大学に学生で行こうと思ったら、多分奨学金のランク1つ上げなければいけないのです。すると、4年後卒業後した瞬間に約100万円の借金を追加で背負って社会人スタートするのです。ちなみに、私の場合ちょっとわけあって就職できなかったから、4年ぐらいフリーターしていたのですけれども、やっぱり常にお金の話が頭につきまとい続けた。それが前提に常になってしまった。そういう方ばかりではないということを切実に願ってはいるのですけれども。

大学というケースはちょっと見つけられなかったのですけれども、見ていたら例えば南幌町とか豊浦町だとか、探し出したら切りないからこの辺でとどめるのですけれども、結構交通費、高校限定

ですけれども、支給している自治体って実はあったのです。主にこういうことをやっている自治体は、家計支援という名目で一応やっているのですけれども、まちづくりという視点から考えたら、もっと視点広げて考えるのもありなのではないかなど。やっぱり病院と学校がない地域ってどうしてもなかなかそれ以上人がふえないと言われている部分もあるので、それを守りながら、かつなかなか農産品も含めて大量生産に向かないと考えられるこの地域の地理関係あるいは条件を考えていくと、やっぱり産業を高度にしていけないと。

先ほど専門教育を受けた人がという別の分野で質問されている方もいましたけれども、もちろん資格を働きながら取ることもできます。福祉施設でも今は高校を出た子を積極的に採用して、施設が勉強するための受験費用とかを出して、働きながら勉強して資格取っているという子もたくさんいるのも知っています。ただ、一方で例えば自動車の整備士、札幌にも幾つか専門学校あるのですけれども、どうして自動車整備の専門学校ってあるのですかと聞いたことがあるのです。大きい自動車メーカーとかだったら、人もいっぱいいる部分もあるから、教えてもらいながら実務経験積んで資格取るという選択肢もあるのです。なぜですかと聞いたら、もう企業にはそれを一から教えている余裕がないのです。だから、我々みたいな専門学校が必要とされているのです。だから、資格持っている、持っていないだけでそもそも選考条件で選別されていってしまう。もっと言うと、公務員の制度もそうですけれども、本人の自由ですからと、いいではないですかと言うのであれば、では何で学歴によって俸給制度の処遇って違うのですかという話にもなってしまうのです。大きい会社とかもやっぱり大卒、専門卒、高校卒、高専卒みたいな感じで分けているのです、よくよく見ていると。だから、結局学校を出た瞬間の学歴が残念ながら現状の日本では生涯収益に直結し

やすくなっているという部分も出ている。だから、少しでも箔をつけようという現象が一方ではあるのではないかなと。だから、少しでも進学有利なところというふうにも親も焦るのではないかなというふうにも私なんかは思います。私自身は、自分の身につけた知識と経験をもとに、むしろ人を雇用するようなことをしたいなというふうに思っていたから、そういうスタンスでいたのだけれども、ほとんど全ての人々がそうだというわけではないと、中にはいますけれども。そうやって考えていけば、人を育て上げるのが先なのか、産業、雇用をつくり上げるのが先なのかという問題にもかかわってくると思うのですけれども、不十分なながらも同時進行でやっていくのが私は長い目で見たらこの町にとってもいいのではないかなと思うのです。その辺も重要な検討課題の一つとして、少し集中的に検討に入っていくというような形とっていただけないかなということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

**○町長（嶋 保君）** 14番、大物議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

余市町で生まれ育った子供たちが高校や大学、町外に一回出ても、就職するときにはこの町に住み続けてもらうというのが一番の願いでございます。おっしゃるとおり、そういった中での部分、余市町の強みを生かした産業振興、さらには雇用の創出等もしっかり取り組まなければならない。そしてまた、先ほど申し上げましたけれども、余市の歴史、町の成り立ち、そういった部分をしっかりと自然環境等も含めて理解を深めていかなければならないというこの2つの面から、そういった部分も進めながら、みずからがこの町に住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（中井寿夫君）** 大物議員の発言が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

**○議長（中井寿夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位4番、議席番号17番、茅根議員の発言を許します。

**○17番（茅根英昭君）** 平成30年第1回定例会、一般質問1件につきまして質問させていただきます。

区会活動のあり方について。北海道内の町村は、過疎により人口減少が進んでおります。特に高齢者世帯の割合も多く、ひとり世帯での諸問題では見守りや除雪、排雪対策、また空き家対策の問題も多くなっております。暮らす人が主役で、ご近所同士協力し合い、気持ちよく暮らすことができる環境をつくるための仕組みが大切です。住みやすい環境をつくるため、皆で相談し、意見をまとめて実行していき、困ったことに対し区会という集まりの場があるために解決が早く、早い取り組みは問題が大きくなりにくいというメリットがあります。ご近所同士知り合いになり、つながり合うことで人と人との支え合いが生まれ、地域の目が働くことで防犯面や高齢者世帯の見守りや子供さんたちの交通安全等でも協力関係づくりができると考えます。

余市町区会設置規則の第2条には、区会に町民の生活文化の向上を図り、かつ地域住民相互の親睦扶助を高めるとともに、町政との有機的関係を確保し、理想郷土を建設することを目的とします。また、第4条には地域内の事業として、振興に関する事、生活の改善向上に関する事、火防及び保健衛生に関する事、町政との連絡に関する事、防犯に関する事、交通安全の保持等に関する事、その他目的達成に必要な事項と

あります。区会活動のあり方について、区会の皆様の考え方や地域の住民ニーズのさまざまな考え方があります。そこで、質問させていただきます。

1、余市町区会設置規則第4条の項目は多岐にわたりますが、住民ニーズ等を踏まえて改正する考えはあるのかをお伺いします。

2、今後の人口減少を見据えて、区会の組織や今後のあり方についてお伺いします。

3、毎年度予算の範囲において区会に対する報償金を交付とありますが、過去5年分の交付した実績をお答えください。

4、見守りや除排雪等を含めて区会の報償金の増額を検討していく考えについてお伺いします。

**○町長（嶋 保君）** 17番、茅根議員のご質問に答弁申し上げます。

1点目の住民ニーズを踏まえた余市町区会設置規則の改正についてですが、区会活動につきましては地域の状況や規模によりさまざまであり、地域の特性に応じた自主的な活動が行われるものであるため、余市町区会設置規則第4条の項目については多岐にわたる事業が盛り込まれておりますが、基本的な事項を定めたものであり、現時点では区会活動の多様化による改正の意見等は上がっておりませんが、今後区会連合会等と協議してまいります。

2点目の今後の人口減少を見据えた区会の組織や今後のあり方についてですが、現在本町においても人口減少に伴い区会加入世帯数は年々減少しており、区会活動に支障を来している区会があり、一方では宅地開発による世帯数の増加に伴い、単独での活動に支障が出ている区会もありますことから、区会連合会と協議していくとともに、現状を十分に把握しながら今後のあり方について検討してまいります。

3点目の区会に対する報償金の実績についてですが、区会活動報償金につきましては、余市町区会設置規則に基づき、平均割と各区会の世帯数に

よる世帯割を合算した金額により交付しているところでございます。過去5年間の交付実績につきましては、平成25年度に202万1,510円、平成26年度は199万910円、平成27年度は197万2,550円、平成28年度は196万9,320円、平成29年度は196万820円を支給しているところでございます。

4点目の区会の報償金の増額を検討していく考え方についてですが、地域社会を支える中心的な役割を担っており、その活動の重要性を認識しているところでございます。区会活動報償金の増額につきましては、今後の検討課題として考えていますが、各区会に対して余市町街路灯設置補助金交付条例に基づき、街路灯の設置、またはLEDの更新につきましては、工事に要した経費の2分の1以内の補助金を交付しております。また、街路灯の街灯料に要した経費を3分の2以内として予算の範囲内で補助金を交付しておりましたが、平成27年度からは3分の2の補助により各区会における負担軽減を図っているところでございますので、ご理解願いたいと存じます。

**○17番（茅根英昭君）** 1番目の質問に対しまして順次再質問させていただきますが、規則をつくったのが相当なものですから、近年では人口減少に伴って、各区会単位でも係の集約が人数割合を保てていないという状態が相当数の区会が多いと思います。近年このような項目においても連合会と調整しながら、ほかの地域ではさらに清掃美化等の環境に関する項目を集約したり、防災と防火、交通安全に関することを集約したり、そういうさまざまな集約が行われている実態がありまして、余市町も7項目にわたってこの第4条には書いておりますが、連合会等のお話を聞きながら、今後そういった集約も含めて一度検討する、または追加するなりする時期に来ているのではないかという住民の方などの声もありますので、その辺も踏まえてご検討願います。

また、2番目なのですが、当然2万人を切り、

各区会単位の組織や今後の活動のあり方も相当高齢化しており、そういったことなのですが、やはり町を支える町民の方々の交流ですとか団結、または災害時における防災のチームワーク等を考えると、町からどんどん、どんどんそういうような区会に対して協力、発信、連携というものをもっともっと投げかけていく、はたまた自治体の職員の皆様も業務等お忙しいと思いますが、区会にどんどん、どんどん入っていく。積極的に入っていく、地域のことをお互い連携をし合って把握すると。また、町政のことを町民の方々に深く話していくと、そういった積極的な行動が求められている時代なのではないでしょうか。お互い助け合うという、そういうようなことがこの余市町も人口2万を切って、各世帯が、区会が高齢化しておりますので、そういった対応についても検討していただきたいと。

また、3番目なのですが、これは平成25年から29年まで大体202万円から今現在196万円ぐらいのことなのです。それで、各区会単位に配分すると、相当なもらう方々にとっては低額というふうに思うか、こちらにとっては毎年の平均というふうに捉えるかが問題ですが、近年見守る活動ですとか、町が把握できないところはやはり地域がお互い啓蒙活動を行ったり、防犯活動を行ったり、その中で住民の生活を守るためにいろいろな条例は設置しておりますが、高齢化になっている現状を踏まえて、元気なのか、新聞読んでいるのか、食事はどうするのか、病院行っているのか、いろいろなことは地域である程度見守っていただかないとならない。これから5年先、10年先を見ると、さらにそういった環境問題、住民のニーズが高まってくると思います。その中で、この冬はどうしても雪の問題もありますので、そういったことも区会に投げかけて、そういった対策も少しずつでもやっていくと。そういったお互いを助け合う活動というのは大事なのではないのでしょうかという4点

目の質問を再質問させていただきます。

以上、お願いします。

○町長（嶋 保君） 17番、茅根議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目、この第4条の部分でございます。これにつきましては、先ほど答弁をさせていただきましたが、連合会等からは改正の必要性という声はまだ上がってきておりませんが、議員おっしゃるとおり、区会との連携等はこれは非常に重要なものであって、やはり行政運営していくのになくはならないところだというふうに思っておりますので、これらも含めて一度連合会等もお話をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それと、2点目、3点目の部分でございます。これは、おっしゃるとおり、共助の部分が今本当に希薄になってきていると。昔は、我々小さいころは隣近所のつき合いというのがかなりあって、うるさいほど隣のこともいろいろなことで口を入れてきたりとか懐かしい思い出としてはあるのですけれども、今は何があっても関係ないと。自分のところで余ったら、すぐあとは行政、公助に頼らなければならないという何か寂しいところもございます。しっかりそういった中での共助をいまい度強めていかなければ、元気ある町にはなっていないように思っているところでございます。

そしてまた、防災等も含めておっしゃるとおりでございます。一朝事あれば役場職員がそこに一人一人配置できるというふうにはなっていないというふうに思っておりますので、そういった中では実際問題地域でどうするかという部分が非常に大切な部分だというふうに思っておりますので、そういった部分では今後ともこの共助の確立という部分にしっかりと力を入れていかなければならないと。そのためにもやはり区会といかに連携できるかという部分でございまして、地域連絡

員、これも活用されているところはかなり活用されている部分もございまして、余り必要はないという声も一部にはありますけれども、かなり活用されている部分でございまして。それとあと、もう一点は、ご質問にもございましたけれども、私どもも職員には常々、仕事、これは給料もらっている部分で当たり前ですけれども、もう一つ何か役場職員として、区会活動等を含めて積極的にやっぱり地域に入っていたきたいと、これは事あるごとにお願している部分でございまして。そういった中では、役場職員のみならず区会の役員のみならず手が少ないし、一回なってしまうと後任を見つけるまでその座をおりられないというようなお話もございまして。そのあたり含めて、区会としっかりと連携をしていきたいというふうに思っております。

また、財政的な問題の部分でございまして。報償金の部分の増額等のご質問もございました。これは、雑駁な説明になりましたけれども、私どもも一番聞いていて、いろいろな会合に出させていただいて、やはり街灯料が高かったと。これの負担が財政をかなり圧迫しているのだというお話伺いまして、平成27年から、今までは3分の2以内ということで、実質3分の1になったり、半分になったり、以内ですからそれしか補助がなかったのですけれども、そういった中ではいろいろな区会から街灯料の負担が財政を一番圧迫しているのだというお話聞きまして、これはきちんと3分の2まで今は、以内ですけれども、上限の3分の2という格好をして予算措置させていただいております。

それとまた、LED化、これは新設のみだったのですけれども、改修のほうも平成26年からですが、LED化の部分で更新を追加いたしました。そうすることによって電気料もどんどん、どんどん逆に安くなってきているという部分もございまして。そういった中で、今報償金の部分の増額につ

いては、今後の課題とさせていただきますけれども、そういった意味では私どもも区会の重要性等、さらには財政的な窮状等を踏まえて、そういった方策も打たせていただいているということでご理解願いたいと存じます。

○17番（茅根英昭君） 前向きな、本当にありがとうございます。

他町村の区会等の事業の一例なのですが、参考事例で、町内会の一斉清掃のときに自分の地域の公園に色を塗って、そのまちに貢献しようですとか、あと町としてどんどん、どんどんいい事例は区会連合会に発信して、いいことはともに協力し合いながらやっていると。例えば子供会なんかを子供さん方の笑顔というか、そういった活力ある子供たちとお年寄りを絡めて敬老感謝の日に町ぐるみで、地域ぐるみで顔の見えるプレゼントをする。手づくりのものをプレゼントする発案をして、地域の方々が喜んでる事例も多岐にわたっております。やはり同じく住んでいて、どここの子は小学校1年生に上がったよと、そういった話し合いをすることが交通安全、防犯につながって、余市の昔からのいい事業である挨拶運動ですとか、こういうさまざまなよい実例もやっている区会のところもありますので、そういったことも含めていいことはどんどん、どんどん町がリーダーシップをとって発信していくと。区会連合会でもこういう形がありますよと、こういう実例もありますよと、余市町も率先して前を向いてともに歩んでいきたいと思いますという活動がお互い議論、討論する場であってほしいと願います。

ホームページとか電子媒体とかカラー写真なども最近携帯の普及とともにいろいろ伴っておりますが、メールマガジンなどもやっている町村もありますが、余市町のいいところも広報紙にも余市のさまざまな出来事、これなんかも今も実例やっておりますが、地域の発掘という意味では地域の人方の持っているものをどんどん出してもらっ

て、先ほど藤野議員も言っていましたが、そういうふうな持っているものがまだまだあるかもしれません。この間看護関係でも私の家内が産婆さんの免許持っているのだという話の中で出た方もおりますし、実は俺はこんな免許持っているのだよと。町に何とか力になっていきたいけれども、どうしたらいいのだろうか、そういった方々がやはり昔から余市というのは退職者の方々が、北海道は余市か、伊達かと言われていたように記憶しております。そういった地域の方々の宝をどんどん、どんどん掘り起こしていただいて、町がリーダーシップをとって、魅力探しは皆でして、魅力をどんどんつくっていくというような発信をしていただきたいと思います。

○町長（嶋 保君） 17番、茅根議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

おっしゃるとおり、区会の重要性、そしてまた私もいろいろな区会のイベント等にも出させていただいております。その中では、本当に非常に多くの活動をしている区会と余りやられていない区会、そのあたりは差が結構あるというふうにも認識しております。非常にいろいろな季節ごとのイベント等をやっているところもありますし。しかし、おっしゃるとおり、地域でそういったいろいろなことを自主的にやられることも非常に重要なことだと思っております。もちろん行政としてもいろいろなイベント等もやりますけれども、やはり地域から盛り上がってきたイベント、それが一番地域にとっても好ましいことで、それが多くなることによって余市全体の力もついてくるのかなというふうにも思っております。そういった意味では、この区会という部分については、行政としてのパートナーとして非常に重要だというふうにも考えてございますので、これらさまざまな取り組み等、こういった取り組みやっているよというような部分を区会連合会の会議等も年に何度もやっておりますので、そういった取り組みの事例等

も紹介しながら、元気ある余市町をつくっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 茅根議員の発言が終わりました。

---

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明7日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時25分

上記会議録は、枝村書記・阿部書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            6番    中    井    寿    夫

余市町議会議員           17番   茅    根    英    昭

余市町議会議員           18番   溝    口    賢    誇

余市町議会議員           2番    吉    田            豊